

事業名	いわてニューファーマー支援事業（経営発展支援事業） ※国の新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（通常枠）
交付主体	各市町村
対象者・支援内容	新たに農業経営を開始する新規就農者が、経営発展に必要な機械・施設等の導入する場合、国と県が合わせて4分の3を補助します。 1 主な交付要件等（令和8年度） (1) 令和7年度又は8年度に就農する、50歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者であること。 (2) 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 (3) 親等の経営を継承する場合、継承する経農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村長に認められること。 (4) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (5) 雇用就農資金（または農の雇用事業）、世代交代・初期投資促進事業若しくは経営継承・発展支援事業等による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。 (6) 機械・施設等の取得費用等について、金融機関から融資を受けること。 (7) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。 2 助成対象 (1) 対象となる事業内容は①～③の取組であり、自らの経営において使用するものであること。 ① 機械・施設の取得、改良またはリース ② 家畜の導入、果樹・茶の新植・改植 ③ 農地との造成、改良または復旧 (2) 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。 (3) 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。また、中古機械及び中古施設の場合は、中古耐用年数が2年以上のものであること。 (4) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途にも使用できるような汎用性の高いものではないこと。 3 助成額 (1) 補助対象事業費の上限1,000万円（経営開始資金の交付を受ける場合は、上限 500万円） ※ 補助率：国1/2、県1/4（例：国 500万円、県 250万円） (2) 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより経営者であることが明確な場合）は、夫婦合わせて(1)の補助上限額の1.5倍を上限額とする。 (3) 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに対して経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限とする。 4 事業の詳細について 農林水産省ウェブページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html
問合先	各市町村農政担当課 （不明な場合） 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664

事業名	いわてニューファーマー支援事業（経営発展支援事業） ※国の新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）
交付主体	各市町村
対象者・支援内容	新規就農者等の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組や円滑な経営継承に向けた取組に対し支援します。 1 主な交付要件等（令和8年度） (1) 令和5年4月以降に経営開始しており、50歳未満の独立・自営就農している認定新規就農者又は認定農業者であること。 (2) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。 ※ 地域計画に係る要件があるため、当該事業を活用したい場合は、市町村に確認が必要。 (3) 令和11年度までに、認定農業者になること、又、経営規模（作付面積、農業所得等）が増加していること。 ※ 増加率は、条件により異なる (4) 青色申告を行うこと。 (5) 機械・施設等の取得費用等について、金融機関から融資を受けること。 (6) 経営開始資金、若しくは経営継承・発展支援事業等による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。 (7) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。 2 助成対象 (1) 経営資源の有効活用に向けた取組 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費 (2) 円滑な経営移譲に向けた取組 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等） (3) 経営発展に向けた取組 P46「通常枠」の「2 助成対象の(1)」に掲げる取組に要する経費 3 補助率及び助成額 (1) 補助率 ① 2の(1)及び(2)の取組については、国：1/3、県：1/6 ② 2の(3)の取組については、国：1/2、県：1/4 (2) 助成額 国の補助上限額：600万円 4 共同申請について 事業活用希望者が研修中である等、事業実施時点において経営を開始していない場合は、2の(1)及び(2)の取組に限り、経営移譲者等と共同申請を行うことができる。その際、事業活用希望者は、原則、令和9年度までに経営を開始し、1の要件を満たすことを確約すること。 ※ その他、多数要件有り 5 事業の詳細について 農林水産省ウェブページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html
問合せ先	各市町村農政担当課 （不明な場合） 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664

事業名	いわてニューファーマー支援事業（新規就農者チャレンジ事業） ※国の地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業
交付主体	各市町村
対象者・支援内容	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。 1 主な交付要件等 (1) 65歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者であること。 (2) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。 ※ 当事業は、原則として以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると取組主体が認める地域内で行われるものとする。 ① 地域計画における「担い手に対する農用地の集積に関する目標」の「目標集積率」が「現状集積率」より減少するものでなく、目標集積率が6割以上であること。 ただし、中山間地域である場合には、5割以上であること。 ② 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加するものであること。 (3) 経営開始資金等による資金の交付を申請時において受けていないこと。 (4) 経営発展支援事業等による助成を過去に受けている場合は、既に成果目標を上回る成果を上げている、又は、事業実施年度の前年度の経営規模が以下の①若しくは②を上回っていること。 ① 経営発展支援事業等の別紙様式第1号の別添1収支計画における当該事業実施年度の前年度の経営規模 ② 市町村基本構想における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の値を5で除した値に、農業経営開始からの年数を乗じて得た値 (5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。 2 助成対象 (1) 対象となる事業内容は①～⑥の取組であり、自らの経営において使用するものであること。 ① 農業用機械・施設の改良又は取得 ② 農業用機械・施設等の修繕、移設又は撤去 ③ 家畜の導入 ④ 果樹・茶の新植・改植 ⑤ 農地等の改良又は造成 ⑥ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入 (2) 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。ただし、②は25万円以上。 (3) 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。 また、中古機械及び中古施設の場合は、中古耐用年数が2年以上のものであること。 (4) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途にも使用できるような汎用性の高いものではないこと。 3 補助額 (1) 2の(1)の①～⑤については、補助率：3/10、⑥は、補助率：3/7 (2) 補助上限額は、法人の場合：3,000万円、個人の場合：1,500万円 4 事業の詳細について 農林水産省ウェブページをご覧ください。 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/challenge.html
問合先	各市町村農政担当課 （不明な場合） 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664

事業名	いわてニューファーマー支援事業（就農準備資金） ※国の新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金
交付主体	岩手県
対象者・支援内容	県が認める岩手県立農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に最長2年間、1月あたり13.75万円（年間最大165万円）を交付します。 1 主な交付要件等 (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 独立・自営就農（※1）または親元就農（※2）または雇用就農（※3）を目指すこと。 ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること。 ※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）又は独立・自営就農すること。 ※3 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。 (3) 県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること。 (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと。 (5) 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。 (6) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。 (7) 交付期間内に、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。 2 支援内容 (1) 交付金額及び交付期間 年間最大165万円を最長2年間交付 ※ 交付対象者が令和7年度以前に研修を開始している場合、令和7年度以前の研修に係る交付金額は、1月につき1人あたり12.5万円とする。 ※ 海外研修を行う場合、交付期間を最長1年延長できる。ただし、就農5年以内に実現する農業経営の内容、その内容と海外研修との関連性・必要性が明確であること。 (2) 返還となる場合の例 ① 適切な研修を行っていないと県が判断した場合 ② 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合 ③ 交付期間の1.5倍（最低2年間。海外研修を実施した者は5年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合 ④ 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合 ⑤ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった又は独立・自営就農しなかった場合 ⑥ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結しなかった、又は通算5年以上の雇用契約を締結しなかった場合。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農しなかった、又は法人の共同経営者とならなかった場合 ⑦ 海外研修を実施した者について、就農後5年以内に海外研修の要件とした農業経営を実現できなかった場合 ⑧ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間において研修終了後の報告を行わなかった場合 ⑨ 虚偽の申請を行った場合 3 就農準備資金・経営開始資金の詳細 農林水産省ウェブページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html
問合先	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664

事業名	いわてニューファーマー支援事業（経営開始資金） ※国の新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金
事業主体	各市町村
対象者・支援内容	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、最長3年間、1月あたり13.75万円（年間最大165万円）を交付します。 1 主な交付要件等 (1) 独立・自営就農する50歳未満の認定新規就農者であること。 (2) 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 (3) 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化など）を負うと市町村長に認められること。 (4) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (5) 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。 (6) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。 (7) 交付期間内に、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。 2 支援内容 (1) 交付金額及び交付期間 経営開始1～3年目 年間最大165万円 ※ 交付対象者が令和7年度以前に農業経営を開始している場合、令和7年度以前の農業経営に係る交付金額については、1月につき1人あたり12.5万円とする 【交付対象者の特例】 ・ 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより経営者であることが明確な場合）は夫婦合わせて1.5人分を交付する ・ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。 (2) 交付停止となる場合の例 ① 前年の世帯全体の所得が600万円を越えた場合 ② 適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合 ③ 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合 (3) 返還となる場合の例 ① 交付期間の終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合 ② 虚偽の申請を行った場合 3 就農準備資金・経営開始資金の詳細 農林水産省ウェブページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html
問合せ先	各市町村農政担当課 （不明な場合） 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5654 FAX 019-629-5664